

**山鹿市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月
山鹿市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状 1
2. 目標 1
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップ 3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。
- 教育職員の心身の健康を保持し、持続可能な教育体制を確立するために、勤務時間の客観的で正確な把握と業務量の適切な管理を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。
- 今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域・首長部局が一体となって働き方改革を推進し、「誰一人取り残さない教育の実現」を目指していく。

(2) 対象

- 本計画は、山鹿市教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。

(3) 本市の現状

- 本市では、学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を定める方針として、「山鹿市小・中学校における教職員の働き方改革に向けた取組方針（令和4年4月）」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校：8校	月33.1時間	23.5%	1.3%
中学校：5校	月41.3時間	47.0%	13.6%
全小中学校	月37.2時間	35.3%	7.5%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の所得日数15日以上を50%にする。【R6：21%】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%まで減少させる。【R6：7%】
- ③ 仕事のやりがいや達成感への肯定的割合を95%にする。【R7：91%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・各学校や地域の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等（以下：推進等）が中心となり行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、推進員等が中心となって行う。この場合においては、教頭や一部の教育職員に責任・負担が集中しないように、教育職員間の適切な役割分担及び効果的・効率的な連絡調整の手段を講じるものとする。

ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援サポートする。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・校務支援システム等の機能を活用することによって、市から学校に発出する調査等の回答に係る事務負担を軽減する。

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と学校が連携を図りながら、事務職員及びICT支援員が中心となってい、一体的な保守・管理体制を整える。

ウ 部活動

- ・山鹿市中学校部活動地域移行基本方針に沿って、山鹿市1市1クラブ「山鹿市 Jr. BUKATSU」への地域展開を推進する。
- ・部活動指導員の職務内容や役割を保護者・地域住民等幅広く周知し、教育職員との連携強化を推進する。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価・成績処理

- ・授業準備や採点作業、データ入力等を補助する教員業務支援員の効果的な活用を推進する。
- ・ICT支援員との連携により、校務支援システム等の機能や自動採点技術等を活

用し、学習評価及び成績処理に係る事務負担を軽減する。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの関りを重点化し、教育職員と連携・協働できる支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ② 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③ 勤務時間外の留守番電話機能を維持しつつ、各学校の実情に応じて録音機能の設定を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超える等の業務過多である教育職員には、医師による面接指導を実施する。
- ② ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ③ 心身の健康問題についての相談窓口を年度始めに周知する。
- ④ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、山鹿市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒及び保護者等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果や本市独自のアンケート等から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保、部活動指導時間が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されること

を目指し、当該学校に対する個別支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するように促す。各学校において、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。